

# 中国における「元気な日本」キャンペーン (キャンペーン参加のガイドライン)

平成23年10月

## 1. 中国における「元気な日本」キャンペーンの概要

(1) 東日本大震災の発生後、中国からは物心両面にわたる多くの支援が寄せられている一方、現在でも我が国の産品に対する風評被害が生じ、また、中国からの訪日観光客も完全に回復したわけではありません。このような中、日本政府は、中国において「元気な日本」キャンペーンを展開し、中国各地（香港を含む）で行われる日本産品の展示会・販売会や観光促進イベントにおいて、日本の安心・安全を伝え、元気な日本をアピールする予定です。

(2) 平成23年10月15日から19日まで中国・広州で開催される第110回中国輸出入商品交易会（広州交易会）が、本キャンペーンの皮切りとなります。

(3) 現在、日本政府は、本キャンペーンに参加する事業（展示会、販売会、イベント等）を募集しています。参加を希望する事業は、以下3. に従って参加申請を行い、許可を受けて下さい。参加事業には以下の特典があります。

- ①ウェブサイト、ポスター、便箋、パンフレット、イベントプログラム、関連出版物、垂れ幕、サイン、イベント入場チケット、名刺、包装紙、新聞雑誌広告、啓発品（Tシャツ、カレンダー、バッジ、シールなど）などにロゴマークを使用することができます。
- ②中国における「元気な日本」キャンペーンのイベントカレンダーに掲載されます。

## 2. 中国における「元気な日本」キャンペーンのロゴマーク

### (1) 採用作品の決定

平成23年8月26日から9月14日まで外務省ホームページを通じて一般公募を行い、106件の応募がありました。関係省庁（経済産業省、農林水産省、観光庁）の意見も踏まえつつ、外務省で審査を行い、採用作品を決定しました。採用作品には、外務大臣賞が授与されます。

### (2) 作者及び作者による作品解説

作者：福岡 篤彦さん（愛知県、広告デザイナー）

『元気な日本をアピールする、力強く跳ね上がる人を描きました。これは、震災からの復興を掲げる日本人の強さを表しています。また、元気で健康的な様子を表現し、Japanの頭文字「j」とChinaの頭文字「c」がともに飛躍する姿をイメージしました。』



### 3. 中国における「元気な日本」キャンペーン参加事業の募集

#### (1) 参加許可基準

- ①原則として平成23年10月14日から平成24年12月31日の期間において、中国各地（香港を含む）において行われる日本の製品の安心・安全を伝え、元気な日本をアピールすることを目的として実施される以下の事業。
  - 日本の商工業品や農林水産品・食品等の展示会及び販売会
  - 観光促進に関するイベント
  - その他の復興に資する展示会、イベント等
- ②事業の内容が、日本製品の安心・安全を伝えること、風評被害対策、日本のブランドイメージの向上、中国からの訪日観光促進に資すると判断されるもの。
- ③原則として日本人主体の団体が行うもの。
- ④事業の内容や目的が明確であり、実現の可能性が高いもの。
- ⑤特定の主義・主張、宗教の普及、政治活動や選挙運動を目的とせず、公共の秩序または善良な風俗を害さないもの。外交上不適切と認められないもの。
- ⑥事業実施に係る経費については、主催者側が一切の責任を負うこと。
- ⑦所定の申請書及び誓約書が提出されていること。

#### (2) 参加申請方法

##### ①必要書類

- ・参加申請書（別添1）
- ・誓約書（別添2）
- ・申請しようとする事業の内容が明確にわかる資料（事業概要、事業収支予定等）
- ・（可能であれば）事業主催者の普段の活動内容が明確にわかる資料（主催団体の発行するパンフレット、過去の活動実績等）
- ・（郵送の場合）参加申請書及び誓約書のデータが入ったCD-ROMないしはDVD-ROM（他の記憶媒体は不可）

②送付先

申請する団体の所在地により、申請受付を行います。

【日本国内に所在する団体】

外務省アジア大洋州局日中経済室

住所：〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1

E-mail：genki-nippon@mofa.go.jp

【中国に所在する団体】

在中国日本国大使館・総領事館

(各公館の代表番号より、經濟部、経済班等、経済担当にご連絡下さい)

●在中華人民共和国大使館（經濟部）

北京市朝陽区建国門外日壇路 7 号

電話：(86-10) 6532-2361

●在重慶総領事館（経済担当）

重慶市渝中区鄒容路 68 号大都会商厦 37F

電話：(86-23) 6373-3585

●在広州総領事館（総務班経済担当）

広州市環市東路 368 号花園大厦

電話：(86-20) 8334-3009

●在上海総領事館（経済班）

上海市万山路 8 号

電話：(86-21) 5257-4766

●在瀋陽総領事館（経済班）

遼寧省瀋陽市和平区十四緯路 50 号

電話：(86-24) 2322-7490

●在青島総領事館（総務班）

青島市香港中路 59 号 青島国際金融中心 45 階

電話：(86-532) 8090-0001

●在大連出張駐在官事務所（経済班）

遼寧省大連市西崗区中山路 147 号森茂大厦 3 階

電話：(86-411) 8370-4077

●在香港総領事館（経済班）

香港中環康樂廣場 8 號交易廣場第一座 46 樓及 47 樓

電話：(852) 25221184

(3) 参加申請・参加許可の流れ

※申請の時期、内容に応じて前後しますが、審査には1～2週間程度を要しますので、予めご了承ください。

①日本国内からの応募は、参加申請書及び誓約書（上記（2）①参照）に必要事項を入力して必要書類とともに電子メール又は郵送にて送付（可能な限りメールで送付して下さい）、中国国内からの応募は、最寄りの在中国日本国大使館・領事館に連絡の上、参加申請書及び誓約書に必要事項を入力して必要書類とともに電子メール又は郵送にて送付

②日本政府による審査

③審査結果の通知

審査結果を事業の担当者に通知いたします。参加が許可された事業には、「元気な日本」キャンペーンのロゴデータを送付いたしますので、使用に関するガイドラインに則して活用下さい。

④イベントカレンダーへの掲載

参加が許可された事業は、送付いただいた情報に基づき、外務省ホームページの「元気な日本」キャンペーンのイベントカレンダーに掲載いたします。また、参加事業に関するサイトについては、直接リンクを張る場合もあります。

（※参加事業に直接関わりのないサイトへのリンク、イベントページへの掲載完了の連絡は行っておりませんのでご了承下さい。）

(4) 注意事項

①提出頂いた書類等は返却いたしません（必要に応じてあらかじめコピーをお手元に残して下さい。）。また、十分な時間的余裕（少なくとも2週間）をもって申請を行って下さい。必要書類は日本語にて記入の上、提出して下さい（外国語による記入については日本語訳を必ず添付して下さい。）。

②審査の経緯等についてのお問い合わせにはお答えできませんので、御了承下さい。

③「元気な日本」キャンペーンへの参加が許可された場合でも、経費負担や広報をはじめとする事業実施に係る全ての責任は事業の主催者にあります。参加が許可されたことによ

て、日本政府が何らかの責任を負うことは一切ありません。

- ④「元気な日本」キャンペーンへの参加許可後、事業内容に大幅な変更がある場合又は中止となった場合には、許可を通知した官庁又は在外公館に届出を行って下さい。
- ⑤事業内容が中止となった場合、若しくは事業内容の変更後又は参加の許可後に事業内容が許可基準に合致しないことが判明した場合には、参加許可を取り消し、ロゴマークの使用についても取り消すことがあります。
- ⑥ロゴマークの使用にあたっては、「ロゴマークの使用に関するガイドライン」を遵守して下さい（事業主催者が実施する他の事業や他の団体等へのロゴマークやキャッチフレーズの転用等の無断使用禁止、ロゴマークをメインとして使用した物品販売の原則禁止等）

(5) ロゴマークの使用に関するガイドライン

別添参照